

「宇都宮市防災地域活動補償制度」の創設について

1 目的

災害時に避難の支援や誘導，避難所の開設・運営支援などを行う市民が，活動中に負傷した場合などに備えるため，本市独自の「宇都宮市防災地域活動補償制度」を創設し，安心して活動できるよう支援するもの

2 補償制度の内容

(1) 概要

地域から提出された名簿を基に，市が保険に加入し，「防災地域活動※」中に市民が負傷した場合や，「災害時要援護者」等を負傷させてしまった場合などの補償を行うもの

※ 防災地域活動

- ・ 自主防災会や自治会などの地域住民が，災害時に行う避難誘導や避難所の開設・運営支援，初期消火，負傷者の救出・救護などの活動
- ・ 「災害時要援護者支援制度」における，「避難支援者」が行う，自力避難が困難な「災害時要援護者」への平常時からの声かけ・見守りや，災害時の避難支援などの活動

(2) 主な補償

ア 賠償責任

身体限度額	1事故	2億円
財物限度額	1事故	500万円

イ 傷害

死亡		500万円
後遺障害		20万円～500万円
入院補償	1日	3,000円
通院補償	1日	2,000円

※ 災害時の活動に特化した単独の補償制度を設けるのは，中核市初

3 今後のスケジュール

令和3年7月29日 補償制度開始